

佐賀県 E C I 方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀県（以下「県」という。）が発注する建設工事において、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）第18条に基づき、技術提案の審査及び価格等の交渉による方式（Early Contractor Involvement方式。以下「E C I方式」という。）を試行する際に必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) E C I方式 当該建設工事の性格等により公告段階では仕様の確定が困難な場合に、施工者独自の高度で専門的なノウハウや工法等を活用することを目的とした技術提案・交渉方式のうち、選定した優先交渉権者の技術を設計に反映した後に施工を契約する方式（技術協力・施工タイプ）をいう。
- (2) プロポーザル方式 参加を希望する者を公募により募集し、技術的に最適な者を特定する方式をいう。
- (3) 設計者 県が別途発注した設計業務の受託者をいう。
- (4) 優先交渉権者 技術提案を提出した者のうち、技術評価点が最上位である者をいう。
- (5) 交渉権者 優先交渉権者の次順位以降の者をいう。

(対象工事)

第3条 E C I方式の適用対象は、県発注工事のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 発注者が最適な仕様を設定できない工事
- (2) 仕様の前提となる条件の確定が困難な工事
- (3) その他 E C I方式を適用することが適当であると知事が認める工事

2 発注者は、前項の基準に該当する建設工事、別途契約する設計業務及び関連する業務の発注に当たっては、原則として事前に E C I方式の適用の妥当性について、第5条に規定する学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）からの意見聴取を経なければならない。

3 原則として、設計業務、技術協力業務及び関連する業務の発注に当たっては、E C I方

式の対象業務であることを明示した上で発注するものとする。

(技術審査会)

第4条 発注者は、E C I 方式を適正に実施するため、技術提案等の審査を行う組織として技術審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領の調査、審議
- (2) 技術提案書に関する評価基準の策定
- (3) 技術提案書の審査
- (4) その他必要な事項

3 審査会の構成は、以下のとおりとする。

会員の構成	備考
部長及び会長があらかじめ指名する者（県組織以外からも可）から5名以上とする	1 部内に設置 2 会長は部長

4 審査会は、会長が招集する。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第5条 発注者は、当該工事の手続きを進めるに当たり、中立かつ公正な審査・評価の確保を図るため、学識経験者から次の事項について意見聴取しなければならない。

なお、学識経験者への意見聴取は、審査会において行うことを基本とするが、個別に意見聴取を行うこともできるものとする。

- (1) E C I 方式の適用の妥当性
- (2) 技術提案範囲・項目・評価基準
- (3) 参考額の設定方法
- (4) 交渉手続
- (5) 各競争参加者の技術提案内容
- (6) 個別評価項目の技術審査、評価内容
- (7) 各競争参加者の技術評価点・順位
- (8) 技術提案に対する講評
- (9) 優先交渉権者選定、交渉権者選定及び非選定
- (10) 価格等の交渉手続

(11) 価格等の交渉の合意の内容

(12) 交渉成立・不成立

(13) 予定価格の算定の考え方

2 前項の規定にかかわらず、審査会は必要に応じて学識経験者の活用を図ることができる。

(募集要項)

第6条 発注者は、審査会の審議を経て決定した次の公募要件等を記載した募集要項を作成し、本方式への参加者を公募する。

(1) 目的

(2) E C I 方式とした理由

(4) 対象工事の概要

(5) 発注者、優先交渉権者及び設計者の役割分担

(6) 参加資格要件

(7) 参考額

(8) 審査及び評価方法

(9) 技術提案書の評価基準（評価項目及び配点等）

(10) 技術提案書の様式、提出方法、提出期限等

(11) プレゼンテーション・ヒアリング

(12) 優先交渉権者の選定

(13) 技術協力業務等の関係者

(14) 基本協定書の締結

(15) 設計協力協定書の締結

(16) リスク負担・分担

(17) その他必要と認められる事項

(参考額)

第7条 発注者はプロポーザル方式による競争参加者の提案する目的物の品質・性能レベルの目安として、予め目的物の参考額を設定する。

2 参考額は目安であり、予定価格ではないため、その範囲内での契約を要するものではない。

(技術提案書)

第8条 技術提案書は、次に示す事項から必要なものを記載する。

- (1) 業務の実施体制
- (2) 業務への取組方針
- (3) 技術提案
- (4) その他必要と認められる事項

(技術提案書提出者の選定)

第9条 発注者は、審査会での審査の結果、技術提案書提出者の要件を満たした者に対し、選定通知を行い、技術提案書の提出を求める。

- 2 発注者は、技術提案書提出者として選定されなかった者に対し、選定されなかった旨及び選定しなかった理由を通知する。
- 3 前項の通知を受けた者は、通知の日の翌日から起算して5日(土日及び休日を含まない。)以内に、書面により、発注者に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- 4 発注者は、非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

(技術提案書の審査及び優先交渉権者の選定)

第10条 発注者は、技術提案書の提出を受けたときは、審査会に付議する。

- 2 審査会は、技術提案書の審査とともに、技術提案書の提出者からヒアリングを実施し審査する。
- 3 発注者は、前項の審査を経て優先交渉権者を選定する。

(優先交渉権者の選定の通知)

第11条 発注者は、選定した優先交渉権者に対し、優先交渉権者として選定した旨を通知する。

- 2 発注者は、技術提案書提出者のうち、次順位以降の者に対して、次順位以降の交渉権者として選定された旨と順位を、参加資格がないと認められた者に対しては、非選定の旨及び非選定理由を通知する。
- 3 前項の通知を受けた者は、通知の日の翌日から起算して5日(土日及び休日を含まない。)

以内に、書面により、発注者に対して非選定理由について説明を求めることができる。

- 4 発注者は、非特定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により回答する。

（優先交渉権者の選定結果の公表）

第 12 条 発注者は、優先交渉権者の選定結果を公表する。

（技術協力業務の契約と協定締結）

第 13 条 発注者は、優先交渉権者と見積り合わせを実施した上で、協議の上、技術協力業務委託契約を締結するとともに、次に掲げる協定を締結する。

（1）基本協定

（2）設計協力協定

- 2 前項第 1 号の基本協定は、工事契約に至るまでの交渉手続や交渉不成立時の手続に関する協定であり、円滑に価格等の交渉を行うため、発注者と優先交渉権者の二者で締結する。
- 3 基本協定には、優先交渉権者の選定手続において、技術協力業務受託者（以下「施工予定者」という。）の技術提案を選定したことを確認し、発注者と施工予定者による工事の請負契約の締結に向けて、当事者が果たすべき義務、目標とする工事費限度額及びその他必要な事項を協議により定める。
- 4 第 1 項第 2 号の設計協力協定は、優先交渉権者の提案を反映させた設計成果の完成に向けた調整及び協力に関する協定であり、円滑に設計を実施するため、発注者、設計者及び優先交渉権者の三者で締結する。
- 5 設計協力協定には、施工予定者が設計技術協力するために、発注者及び設計者の役割並びに権限等の事項を定める。

（技術協力業務契約後の公表事項）

第 14 条 発注者は、技術協力業務の契約後、速やかに次に掲げる事項を公表する。

（1）事業者名

（2）随意契約結果及び契約の内容

（3）その他必要と認められる事項

（技術提案の評価）

第 15 条 施工予定者が提出した技術提案及び技術情報は、発注者から設計者に提供し、設計者がその内容の確認と評価を行う。その後、発注者、設計者及び施工予定者の三者で設計への適用の可能性、有効性、課題等について協議した上で、発注者が設計への反映を設計者に指示する。

2 施工予定者が提出した技術提案又はその技術情報に瑕疵があった場合、その瑕疵が原因となり発生した設計の瑕疵については、一義的に施工予定者が責任を負うものとし、技術提案又は技術情報の設計への反映に瑕疵があった場合は、設計者が責任を負う。

(設計成果に係る見積依頼)

第 16 条 発注者は、前条の規定により妥当性が確認された設計成果を設計者から引き渡しを受け、その設計成果を基に設計図書を作成し、その設計図書に基づき施工予定者に見積依頼を行う。

(価格等の交渉)

第 17 条 発注者は、施工予定者から提出された見積額が次の条件を満たしている場合は、必要に応じて、学識経験者への意見聴取を実施した上で、交渉の成立を決定する。

(1) 参考額と見積額が著しく乖離していない。また、乖離しているが、市場価格の高騰等の原因によりやむを得ないと認められ、事業工程を遅延することなく予算的な措置ができる。

(2) 各工種の直接工事費が積算基準や類似実績と著しく乖離していない。また、乖離している場合でも信頼性のある根拠資料の提示がある。

2 施工予定者から提出された見積額が、参考額との間に著しい乖離がある場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。

3 発注者は、前項による価格等の交渉を経ても、参考額と見積額の乖離が残り、第 1 項の条件を満たさない場合は、必要に応じて、学識経験者への意見聴取を実施した上で、交渉の不成立を決定する。

(交渉の成立)

第 18 条 発注者は、施工予定者との交渉が成立した場合、施工予定者に交渉成立の通知を行うとともに、次順位以降の交渉権者に対し、その理由を付して交渉終了通知を行う。なお、

交渉成立の通知から見積り合わせまでの間に施工予定者が辞退する場合及び見積り合わせで不調となる場合を考慮し、交渉終了通知は見積り合わせ後に行うことができる。

(交渉の不成立)

第 19 条 発注者は、施工予定者との交渉が不成立となった場合、施工予定者に交渉不成立の旨及び不成立理由を通知し、成立した場合と同様に、技術協力業務の完了検査を実施の上で支払いを行う。

- 2 施工予定者との交渉の不成立を踏まえ、次順位の交渉権者に対しては、優先交渉権者となった旨を通知するとともに、技術協力業務への参加意思の有無を確認した上で、技術提案を反映した設計を改めて実施することができる。
- 3 前項の交渉権者による技術協力業務の実施及び次順位の交渉権者の技術協力を踏まえた設計の実施に当たっては、当初の優先交渉権者との技術協力業務の契約書に基づき、発注者が著作権の譲渡を受けることにより、必要に応じて当初の優先交渉権者の技術協力及び報告書を反映した設計成果を参考とすることができる。
- 4 設計成果に当初の優先交渉権者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令の定めにより保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）が含まれ、当該特許権等を使用する場合、次順位の交渉権者は当初の優先交渉権者に対して特許権等の使用の許諾を申請し許可を受けるとともに、見積りに当該特許権等の許諾料等を含めるものとする。
- 5 前項の手続きを経て、次順位の交渉権者との価格等の交渉が成立し、工事の契約が締結された場合、次順位の交渉権者は当初の優先交渉権者に当該特許権等の許諾料の支払いを行う。

(工事請負契約の締結)

第 20 条 発注者は、施工予定者と見積り合わせを実施した上で、工事請負契約を締結する。

(工事契約後の公表事項)

第 21 条 発注者は、工事の契約後、速やかに次に掲げる事項を公表する。

- (1) 随意契約結果及び契約の内容について
- (2) 契約者の選定経緯について
- (3) その他必要と認められる事項

(その他)

第 22 条 この要領の実施に関し必要な事項は、国土交通省が定めた「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に準じ、発注者が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 7 年 1 1 月 5 日から施行する。